

認知症ケアに関する 施策の動向と地域展開

社会福祉法人大桑村社会福祉協議会

事務局次長 松谷 学

今日のおはなし

- 認知症基本法 成立までの背景
- 権利ベースアプローチ とは？
- 認知症基本法の概要

2000年：介護保険法施行

厚生労働省ホームページより抜粋

- 高齢者を社会全体で支えあう仕組みとして**1997年**に成立し、**2000年**に施行した。それまで日本の高齢者介護は家庭内で解決するものとしてされてきたが、介護の役割を主に担うと一方的に考えられていた女性の社会進出が進んだことや、多世代居住の減少により介護の担い手が不足したことから、「介護の社会化」が叫ばれるようになった。同時にこれまでの「措置制度」であった高齢者福祉から、高齢者も主体的な権利を持つ「契約者」としてみなされるようになり、自立と共にその権利擁護も重視されるようになった。

2004年：「痴呆」から「認知症」へ呼称変更

厚生労働省ホームページより抜粋

- 厚生労働省において「『痴呆』に替わる用語に関する検討会」が設置され、「侮蔑感を感じさせる表現であること」「痴呆の実態を正確に表していないこと」「早期発見・早期診断等の取り組みの支障になること」といった問題点が指摘された。その後、国民への幅広い意見募集などを経て、「認知症」へ呼称変更することが決定した。検討会では、呼称変更を機に、認知症に対する正しい理解の促進や権利擁護など周知を図ることを目指した。

2008年：「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告書

厚生労働省ホームページより抜粋

- 今後の施策をより効果的に推進するため「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」が厚生労働大臣の下に設置され、報告書がとりまとめられた。本報告書では認知症施策の基本方針として「早期の確定診断を出発点とした適切な対応の促進」が掲げられ、具体的な対応項目として以下が列挙された。

- 1、実態の把握
- 2、研究開発の加速
- 3、早期診断の推進と適切な医療の提供
- 4、適切なケアの普及及び本人・家族支援
- 5、若年性認知症対策

2012年：「今後の認知症施策の方向性について」

厚生労働省ホームページより抜粋

- この報告書を受け、これまでの認知症施策の再検証と、今後の基盤となる提言を目指して「今後の認知症施策の方向性について」がまとめられた。この提言は、認知症施策を深く議論するために設置された「認知症施策検討プロジェクトチーム」によるものである。それまでの施設入所や入院を仕方のないものとして捉える方向性から「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」を目指すべく、「自宅→グループホーム→施設あるいは一般病院・精神科病院」というような不適切なケアの流れを変え、むしろ逆の流れとする標準的な「認知症ケアパス」（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を構築することを基本目標とした。

2012年：「認知症施策推進五ヵ年計画」（オレンジプラン）

厚生労働省ホームページより抜粋

- 「今後の認知症施策の方向性について」をベースとして策定されたのが、「認知症施策推進五ヵ年計画」（オレンジプラン）である。オレンジプランは、以下の7本柱で構成された。
- 標準的な認知症ケアパスの作成・普及
- 早期診断・早期対応
- 地域での生活を支える医療・介護サービスの構築
- 地域での日常生活・家族の支援の強化
- 若年性認知症施策の強化
- 医療・介護サービスを担う人材の育成

2013年：G8認知症サミット

厚生労働省ホームページより抜粋

- 2013年12月にイギリスで初めて「**G8**認知症サミット」が開催された。**G8**各国、欧州委員会、**WHO**、**OECD**の代表が出席したほか、日本からも厚生労働副大臣が出席し、日本の高齢化と認知症の現状や、オレンジプランについて説明した。同会議では「認知症研究については新しい国際的なアプローチ、たとえば一国の取り組みではなく、各国共通の目的として研究を加速すること」が合意された。

2014年：認知症サミット日本後継イベント

厚生労働省ホームページより抜粋

- 「**G8**認知症サミット」を受け、「新しいケアと予防のモデル」をテーマとし、**2014年11月**に東京にて「認知症サミット日本後継イベント」が開催された。この場において、「①早期診断・早期対応とともに、医療・介護サービスが有機的に連携し、認知症の容態に応じて切れ目なく提供できる循環型のシステムを構築すること、②認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、省庁横断的な総合的な戦略とすること、③認知症の方ご本人やそのご家族の視点に立った施策を推進すること」の**3**つを柱とした新たな戦略の策定が発表された。

2015年：「認知症施策推進総合戦略認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」 （新オレンジプラン）

厚生労働省ホームページより抜粋

- 「認知症サミット日本後継イベント」での発表を受け、**2015年1月**には「新オレンジプラン」が発表された。新オレンジプランは、認知症の人やその家族をはじめとした様々な関係者から幅広く意見を聞き、**認知症の人やその家族の視点に立って立案**された。**2025年**までが対象期間だが、**3年**ごとに数値目標等を見直すこととしている。また策定において、厚生労働省のみならず、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と**省庁横断的**に作成された点が、これまでのプランと大きく異なる。

2019年：認知症施策推進大綱

厚生労働省ホームページより抜粋

- 2019年6月18日、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」をにとりまとめました。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤のもと、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって認知症施策を推進すること**閣議決定**された。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

「認知症施策推進大綱」と「認知症基本法」の どこが違うのか

- 認知症施策推進大綱

「予防」と「共生」を両輪として認知症施策を推進する

- 認知症基本法

**「共生社会」を実現するために認知症施策を総合的かつ
計画的に推進する。**

⇒ 「権利ベースアプローチ（RBA）」への大転換

権利ベースアプローチとは

(慶應義塾大学大学院教授／認知症未来共創ハブ代表 堀田聡子「月刊地方自治第九二七号」掲載
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法の特徴・意義と自治体への期待」より引用)

権利ベースアプローチ (Rights Base Approach) は、1990年代後半から国際開発援助において採用されるようになり、国連のアナン事務総長は「単に人間のニーズという視点から事態を説明するだけでなく、個人の奪うことのできない権利に対する社会の応答義務という視点から事態を説明」「正義を権利として要求するよう人々をエンパワメントし、必要な場合には国際的な支援を要求するための道義的な根拠をコミュニティに与える」と述べている。

権利ベースアプローチとは

(慶應義塾大学大学院教授／認知症未来共創ハブ代表 堀田聰子「月刊地方自治第九二七号」掲載「共生社会の実現を推進するための認知症基本法の特徴・意義と自治体への期待」より引用)

認知症の人に焦点を当てると、**認知症とともに生きる人々が権利保有者であり、国家及びその他のステークホルダーが責務履行者**となる。その他のステークホルダーには、地方公共団体、保健医療福祉の関係者だけでなく、教育関係者、企業や地域、そして我々一人ひとりが含まれる。すなわち、**権利の実現は、社会全体の責任・共通の目標なのである。認知症の本人が、国際的な原則、例えば障害者権利条約等を基盤に、自らの権利を知り、主張・要求できるよう力づけ、権利保有者が権利を行使できるよう、また責務履行者が責務を履行する能力を発揮できるよう、包括的な戦略を練り、計画を推進するアプローチ**といえよう。

権利ベースアプローチとは

(慶應義塾大学大学院教授／認知症未来共創ハブ代表 堀田聰子「月刊地方自治第九二七号」掲載
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法の特徴・意義と自治体への期待」より引用)

認知症基本法を、単に認知症施策推進大綱の後継ととらえると、その本質を見逃すことになる。あなたの身近で認知症とともに生きる人々は、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができているのか。これは一人ひとり本人にしかわからないこと。だからこそ、**支える対象としてではなく、権利の主体として、あるいは社会における「市民」として、認知症の人の暮らしを本人とともに振り返り、現状の認知症関連施策を人権というレンズを通じて見つめ直すことが求められている。**

認知症基本法が成立するまでの経緯

- 2015. 3 衆議院予算委員会 古屋範子議員が認知症基本法の制定を求める質問
- 2018. 9 公明党で「認知症施策推進基本法骨子案」をまとめる
- 2019. 5 自民党で「認知症基本法案要綱案」をまとめる
- 2019. 6 認知症施策推進大綱が閣議決定
- 2019. 6 自民公明により「認知症基本法案（旧）」が提出
- 2021. 6 超党派議連「共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟」が発足
- 2021.10 衆議院解散に伴い、認知症基本法案（旧）が廃案
- 2022. 8 衆議院選挙後に議連にて認知症基本法案作成の議論開始
- 2022.12 議連において法律骨子案が提示
- 2023.6.6 国会提出（6/8参議院可決、6.14衆議院可決） 基本法成立
- 2024.1.1 認知症基本法 施行